

令和2年11月25日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和2年11月25日付託分)

総 務 局

## 目 次

	ページ
1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要……………	1
2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する 条例の概要……………	2
3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例 の概要【総務局関係】……………	3

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（条例その他 その4） 7～8頁 定県第127号議案】

1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職や他都道府県との均衡を考慮し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

知事及び副知事の給与等に関する条例（第1条、第2条）

教育長の給与等に関する条例（第3条、第4条）

監査委員の給与等に関する条例（第5条、第6条）

公営企業管理者の給与等に関する条例（第7条、第8条）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第9条、第10条）

(3) 改正の内容

ア 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和2年 12月	6月	100分の165	100分の170
	3月以上6月未満	100分の99	100分の102
	3月未満	100分の49.5	100分の51

イ 令和3年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の167.5
	3月以上6月未満	100分の100.5
	3月未満	100分の50.25

(4) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(3)イについては、令和3年4月1日から施行する。

【議案（条例その他 その4）10頁 定県第129号議案】

2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引き下げを行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和2年 12月	6月	100分の220	100分の225
	3月以上6月未満	100分の132	100分の135
	3月未満	100分の66	100分の67.5

イ 令和3年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の222.5
	3月以上6月未満	100分の133.5
	3月未満	100分の66.75

(3) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(2)イについては、令和3年4月1日から施行する。

【議案（条例その他 その4）11～12頁 定県第130号議案】

3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

令和2年10月28日の人事委員会の勧告等を勘案し、職員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」の一部改正（第15条関係）

(ア) 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	支給月	改正	現行
特定幹部職員以外	令和2年	100分の125	100分の130
特定幹部職員	12月	100分の105	100分の110

(イ) 令和3年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	支給月	支給割合
特定幹部職員以外	6月	100分の127.5
特定幹部職員	12月	100分の107.5

イ 「任期付研究員の採用等に関する条例」及び「任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正（第6条及び第8条関係）

(ア) 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	改正	現行
令和2年12月	100分の165	100分の170

(イ) 令和3年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	支給割合
6月・12月	100分の167.5

(3) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(2)ア(イ)及び(2)イ(イ)については、令和3年4月1日から施行する。